

経済安全保障と 輸出事後調査について



名古屋税関
調査部輸出調査部門



1. 経済安全保障について

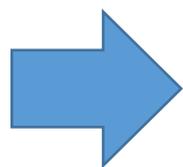
2. 輸出事後調査の概要

【参考資料】外為法の違反事案

1. 経済安全保障について

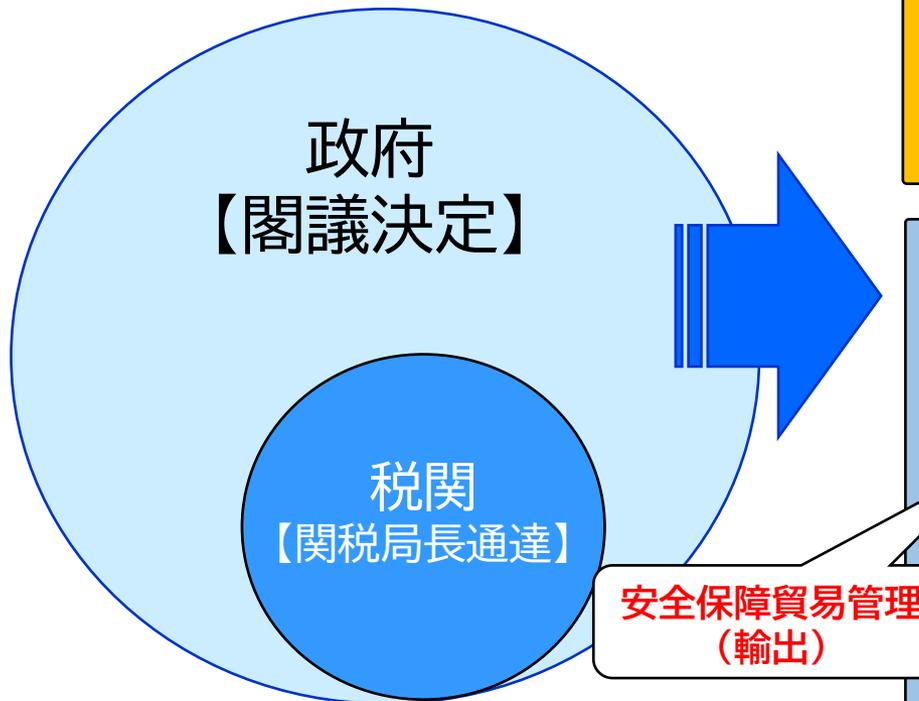
各国は、自国の優位性を確保するために機微な技術・データ等の獲得に向けた動きを活性化。

我が国から技術・データ等が流出した場合、大量破壊兵器等の研究・開発に転用されるおそれや企業に対する信用の低下、我が国企業や大学等における技術等優位性の喪失に伴う国際的な競争力の低下にもつながりかねず、経済的損失は大きく、国益を大きく損なう。



- ✓ **官民が連携して経済安全保障の確保に向けた取組が不可欠**
- ✓ **経済安全保障推進法が成立・公布
(令和4年5月)**

経済安全保障の範囲 (イメージ)



※【 】内：根拠

「国家安全保障戦略」(R4.12.16) 閣議決定

経済安全保障政策を進めるための体制を強化し、～民間と協調し、～技術保全等の観点から～輸出管理の更なる強化～等の措置に取り組む。

「経済安全保障に係る税関における対応について」(財関第439号 R4.6.10) 関税局長通達

外為法において輸出が規制されている軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出を防止

- ・情報分野における民間との連携
- ・輸出事後調査の充実

税関
 Japan Customs

不正輸出の可能性に気づいたら・・・
情報提供をお願いします

例えば・・・

- こんな精密機械を何に使うのだろう？
- 貨物の内容と仕向先が不釣り合いじゃないかな？
- 同時期に複数の輸出者が同一製品を同一の仕向先に輸出？
- データ保存されている記録媒体(USBメモリなど)を輸出？

軍事転用のおそれのある製品や技術の不正輸出かも ⚠️

あなたの気づきが**日本の国益**や**世界の平和**を守るかもしれません

税関では、安全・安心な社会の実現に向けて
経済安全保障の確保に取り組んでいます

連絡先: ☎ 0120-461-961 (24時間)
 税関HP: <https://www.customs.go.jp>

密輸情報提供サイト

税関
 Japan Customs

「不正輸出かも？」と思ったら、税関まで！！

軍事転用の可能性

民生用の製品を製造するとの説明だけど、HPを見ると兵器も製造しているみたいだ・・・

民生用と偽って**兵器の製造**に転用

需要者を偽っている可能性

病院でIC（集積回路）を何に使うのかな？

別の企業・組織やダミー企業を経由して**兵器製造工場**に迂回輸出

規制逃れの可能性

複数の国内取引先から、同じ時期に同じ製品の引き合いがあったけど・・・

複数の調達先を用意し、**規制逃れ**

技術流出の可能性

HPがないような海外研究機関から、共同研究を持ち掛けられ、技術情報をUSBメモリなどの記録媒体で輸出するよう求められたけど・・・

技術流出&軍事転用

2. 輸出事後調査の概要

◆輸出関係書類保存関係

①弊社は輸出などしていない。

⇒外国製品を購入（輸入）後、修理返送や返品をすることについては、輸出であるという認識がない。

②帳簿書類の保存義務について知らなかった。

⇒関税関係法令に関する認識の欠如。

（通関手続きを通関業者へ任せっきりにしているため？）

③輸出入とは全く関係のない請求書や伝票などと一緒に綴り込み

⇒通関業者への通関手数料支払いが発生する場合など、経理関係書類として処理。

④各担当者が個別に保存している、担当者によっては保存していない書類がある、担当者が既に退職して書類の存在が不明 など

⇒社として管理することに対する認識の欠如

⑤電磁的保存に要件があることを知らなかった。

※税関HP掲載資料「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」

⑥国際宅配便貨物に係る輸出許可通知書について、自ら国際宅配便業者のサイトにアクセスして入手しなければいけないことを知らなかった。

◆輸出貿易管理令に係る該非判定関係

①該非判定とは？ 外国ユーザーリストとは？

⇒安全保障貿易管理関係法令に関する認識・知識の欠如。

②弊社の製品は大量破壊兵器に使うことができない。

⇒輸出貿易管理令での規制内容に関する認識・知識がないまま決めつけ。

③何かあれば通関業者が教えてくれるはず。

⇒通関業者（通関士）が輸出貨物の性質・性能まで確認しているか。

⇒責任は輸出者にあることの認識欠如。

④通関業者から指示された時のみ、判定書類を用意（作成）する。

⇒普段から該非判定を実施していない。

⑤通関業者から示された見本どおりに非該当証明書を作成した。

⇒非該当と判定した根拠も、その資料もない。

⑥（キャッチオール規制に係る）需要者要件確認の際、外国ユーザーリスト掲載の別名（及び略称）での確認までは実施していなかった。

輸出入申告関係

関税法

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（～中略～）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

(証明又は確認)

第七十条 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

2 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

3 第一項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

調査担当部門による事後調査関係

関税法（関係部分抜粋）

（税関職員の権限）

第二百五条 税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。）又は関税定率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

四の二 輸出された貨物について、その輸出者、その輸出に係る通関業務を取り扱った通関業者、当該輸出の委託者その他の関係者（次項において「輸出者等」という。）に質問し、当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めること

2 税関職員は、前項第四号の二又は第六号の規定により輸出者等又は輸入者等に対して物件の提出を求めた場合において必要があるときは、その求めに応じて当該輸出者等又は当該輸入者等から提出された物件を留め置くことができる。

4 第一項及び第二項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

◆ 関税法

(帳簿の備付け等)

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物（特例輸入者の特例申告貨物を除く。）を業として輸入する者は、**政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿（以下「関税関係帳簿」という。）を備え付け、かつ、当該関税関係帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（以下「関税関係書類」という。）を保存しなければならない。**ただし、第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2 前項の規定は、貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。）を業として輸出する者について準用する。

◆ 関税法 第九十四条の2 ⇒ 関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等

◆ 関税法施行令 第八十三条 ⇒ 帳簿の記載事項、保存期間（輸入7年、**輸出5年**）等
など

◆関税関係帳簿

輸出の許可を受けた貨物の品名、数量、価格、仕向人の氏名又は名称、当該許可の年月日及び許可書の番号を記載したもの（省略規定：関税法施行令第八十三条第五項）

◆関税関係書類

輸出の許可を受けた貨物の契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長に対して当該貨物に係る輸出の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類

◆電子取引の取引情報

電子取引を行った場合の当該取引情報

※電子取引…取引情報の授受を電磁的方式により行う取引

※取引情報…貨物の取引に関して受領し、又は交付する契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他これらに準ずる書類に通常記載される事項

◆輸出者の事業所等を税関職員が訪問して、関係帳簿書類を確認

- ①輸出手続きが法令に従って適切に行われているか。
- ②必要な関税関係帳簿書類が法令に従って適切に保存されているか。

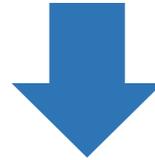
◆改善等すべき事項について指摘・指導

⇒適切な輸出管理体制の構築等を促進



適正かつ迅速な輸出通関の実現

我が国を含む国際的な平和と安全の維持のために



武器や軍事転用可能な貨物や技術が兵器等の開発等を行っている国などに渡らないように管理すること

※兵器等： 大量破壊兵器等（核兵器、化学・生物兵器、ミサイル）
通常兵器（銃砲、爆発物、火薬類、軍用車両等の武器）

※開発等： 開発、製造、使用、貯蔵

先進国を中心とした**国際的な枠組み**で決定



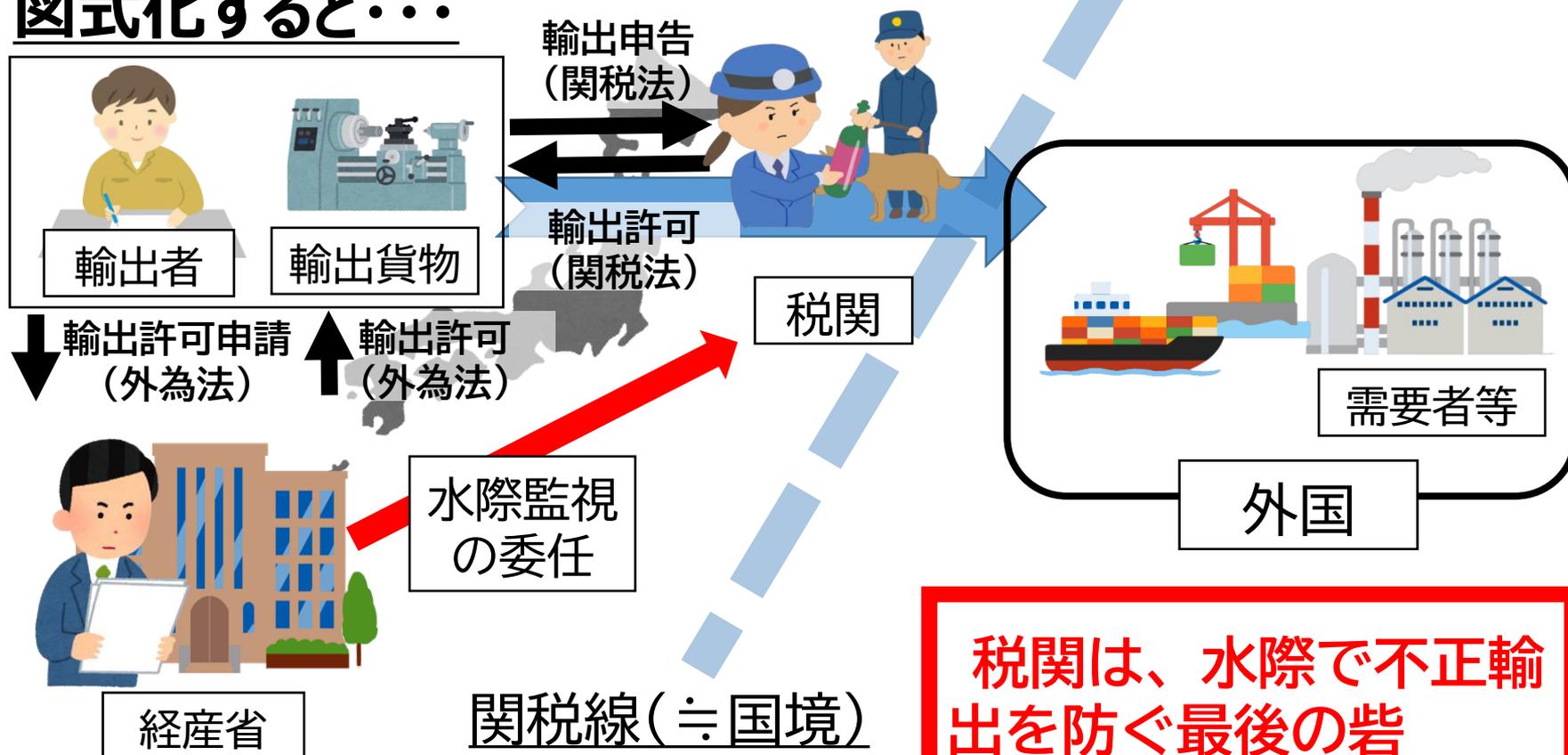
我が国では、

外国為替及び外国貿易法（外為法）
で輸出等の許可が必要となるものを規定

※輸出等： **貨物の輸出及び技術の提供**

税関の役割～税関は水際での執行を担う

図式化すると・・・



税関は、水際で不正輸出を防ぐ最後の砦

◆外為法

(輸出の許可等)

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする**特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。**

◆輸出貿易管理令

別表第1 (第一条、第四条関係)

1の項～15の項 : リスト規制 (貨物)

16の項 : キャッチオール規制 (エンドユーザー等)

別表第2 (第二条、第四条、第十二条関係)

麻薬原料、バーゼル条約、ワシントン条約 など

別表第2の3 (第二条、第四条関係)

ロシア等向け貨物関係



項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃弾等	(13)	2 測定装置	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等		誘導路・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(14)	アイソスタックプレス等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(15)	ロボット等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性エネルギー兵器等	(16)	振動試験装置等	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力系・重力勾配計
(6)	運動エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(18)	ベリリウム	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(20)	ほう素10	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質、原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット、防弾衣等	(22)	るつぼ	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(23)	ハフニウム	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料、装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(24)	リチウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(25)	タングステン	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(26)	シリコニウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(27)	ふっ素製造用電解槽	(2)	細菌製剤用製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	4 ミサイル		(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(29)	遠心力式釣合試験機	(1)	ロケット・製造装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成型工具
2 原子力		(30)	フィラメントワインディング装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(31)	レーザー発振器	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(32)	質量分析計・イオン源	(3)	推進装置等	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(33)	圧力計・ペローズ弁	(4)	しごきスピニング加工機等	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35)	真空ポンプ	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(6)	推進薬・原料	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(8)	粉粒体用混合器等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(38)	衝撃試験機	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(10)	複合材料製造装置等	(15)	ポリジオルガノシラン、ポリシラザン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(11)	ノズル	(16)	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(12)	ノズル、再突入機先端部製造装置他	(17)	ふっ化ポリイミド等
		(42)	光電子増倍管	(13)	アイソスタックプレス・制御装置	(18)	アプレグ・アリアフォーム・成型品等
		(43)	中性子発生装置	(14)	複合材用の炉・制御装置	(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸グアニジン他
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター				



項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(19)	レジスト	(7)	高額器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 類・塩素他の有機化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(6)	測定装置等	9 通信		(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(8)	フードバック装置他	(2)	電子交換装置	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
(9)	絞りスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	<削除>
7 エレクトロニクス		(4)	<削除>	(14)	光検出器・高額部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	削除
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波塔の干渉を観測する位置探知装置	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これらの散布装置等
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4の2)	水中ソナー航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	15 機微項目	
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(9)	(削除)	(1)	潜水艇	(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(13)	周波数分析器	(4)	電子式のカメラ等	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	13 推進装置					
(16)	半導体製造装置等						
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						

【参考様式】

作成年月日

宛先（※1）

輸出貿易管理令別表第1の1から15までの項に係る非該当証明書

会社名
住所
(該非判定責任者)
所属・役職
氏名
連絡先

当社が該非判定を行った結果、以下の貨物は輸出貿易管理令別表第1の1から15までの項のいずれの項にも該当しないことを証明します。(※2)

なお、輸出貿易管理令別表第1の16の項には該当します。

貨物名
型式等

以上

(注)

※1：税関に提出する場合には、宛先を「〇〇税関長(〇〇(支署)(出張所)長)宛て」としてください。

※2：該当しない旨の根拠を示す(製造者等が作成した)資料等を添付してください。

非該当証明書発行に当たってのポイント

税関等から該非判定を適切に行っているかを問われる場合がありますので、リスト規制非該当を示す非該当証明書をご用意頂くことをお勧めします。なお、非該当証明書は当省に対して提出する書類ではありません。

(1) 輸出者がメーカー等に「非該当証明書」を求める場合

- ① 現行の規制リストの仕様に照らして、輸出貿易管理令別表第1の1項から15項のいずれにも当てはまらない根拠をメーカー等に確認しておく必要があります。
- ② 当てはまらない場合でも、通常、16項には当てはまりますので、輸出者は用途や需要者のチェックをしてください。

(2) メーカー等が輸出者に対して「非該当証明書」を発行する場合

- ① 現行の規制リストの仕様に照らして、輸出貿易管理令別表第1の1項から15項のいずれにも当てはまらない根拠を輸出者や税関に明らかにできるようにしておく必要があります。
- ② 当てはまらない場合でも、通常、16項には当てはまりますので、用途や需要者のチェックをするよう、メーカー等はその旨を輸出者に伝えてください。



- 大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載したリスト
- 経済産業省が作成・公表
- 輸出する貨物のユーザーがこのリストに掲載されている場合は、当該貨物の用途と取引の態様・条件についてチェックし、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかでない場合、経済産業省への輸出許可申請が必要

国別の掲載企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	24
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	223
インド	3
エジプト	3
北朝鮮	153
シリア	19
台湾	4
中国	101
パキスタン	101
香港	8
レバノン	9
ロシア	53
合計	706

Nb.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qaeda/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> Al Qaeda Islamic Salvation Foundation The Base The Group for the Preservation of the Holy Sites The Islamic Army for the Liberation of Holy Places The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders Usama Bin Laden Network Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	<ul style="list-style-type: none"> FOUNDATION FOR CONSTRUCTION NATION BUILDING RECONSTRUCTION FOUNDATION RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH UMMAH TAMEER I-NAU UMMAH TAMIR E-NAU UMMAH TAMIR I-NAU UMMAT TAMIR E-NAU UMMAT TAMIR-I-PAU 	核 N
3	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	Al-Bairaq for international land transport		ミサイル M
4	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	Candid General Trading LLC	Candid Trading LLC	ミサイル M
5	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	Delta Engineering Concern FZE (DEC)		核 N



701	ロシア Russian Federation	United Engine Corporation		ミサイル M
702	ロシア Russian Federation	Ural Research Institute of Composite Materials	Ural Scientific Research Institute for Composite Materials	ミサイル M
703	ロシア Russian Federation	"Vympel" State Engineering Design Bureau JSC named after II. Toropov	<ul style="list-style-type: none"> AO Gos MKB "Vympel" named for II Toropov Tactical Missile Corporation, Joint Stock Company "State Machine Building Design Bureau "Vympel" By Name II. Toropov" Vympel NPO 	ミサイル M
704	ロシア Russian Federation	Zavod "Miass"	<ul style="list-style-type: none"> AO Miasskiy mashinostroitelnyy zavod JSC MMZ Miass Machine-Building Factory 	ミサイル M
705	イエメン Republic of Yemen	Hbuthi		ミサイル M
706	イエメン Republic of Yemen	Al-Swari Trading and Import Co	<ul style="list-style-type: none"> Alswari Trading & Import Co Al-Swari Group for Rubber Manufacturing Hashem Brothers for International Trading 	ミサイル M

※外国ユーザーリストは、毎年改正あり！！
※別名、略称にも注意が必要

故意によるもの ⇒ 3 類型

1. ハンドキャリー

必要な経済産業大臣の許可を取得せずに、外為法の規制対象貨物等を**手荷物として持ち出す**もの。

2. マスキング

外為法の規制対象貨物等にもかかわらず、それを**非該当品と偽って税関に輸出申告**し、輸出するもの。

3. 迂回輸出

相手国へ直接輸出することができない外為法の規制対象貨物等について、**仕向国を偽って輸出**するもの。

過失によるもの ⇒ 4 類型

1. 輸出管理体制の未整備

- ・外為法の知識欠如
- ・該非判定の不適切な実施

2. 該非判定誤り

- ・プログラム（ソフトウェア）に係る判定の見落とし
- ・他人任せ
- ・法令の見落とし
- ・参照すべき規制リストの誤り
- ・解釈等の誤り

3. 出荷確認誤り

- ・営業部門が非該当貨物の輸出を指示するも、誤って該当貨物を出荷
- ・リスト規制対象技術を有するシステムを役務取引許可を取得することなく、インターネット等を通じ、海外の顧客に使用させた。

4. 許可条件の未遵守

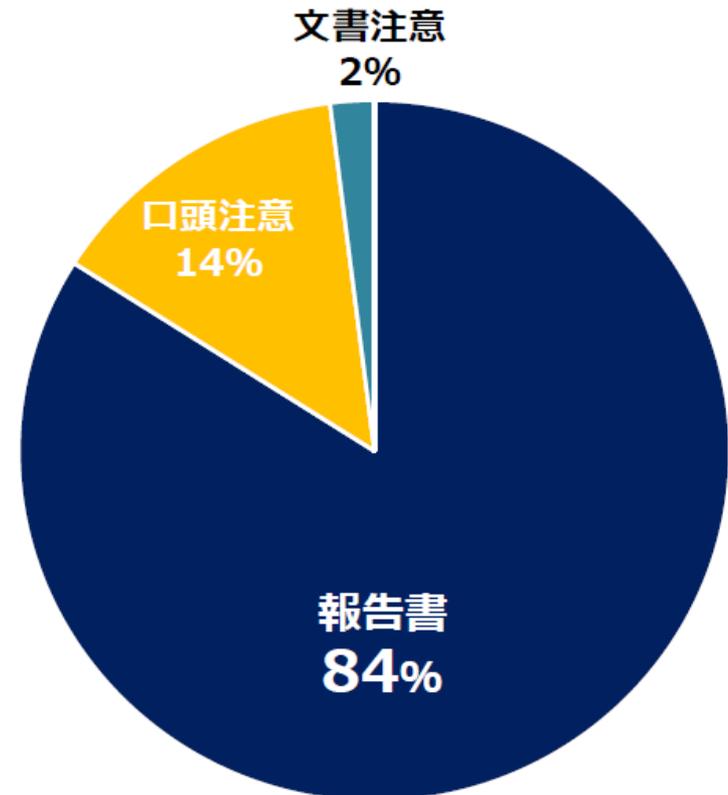
- ・許可範囲の逸脱
- ・個別許可条件の未履行
- ・許可書の失効の見落とし

【参考資料】外為法の違反事案

- ◆ 経済産業省が毎年、HPで公表
- ◆ 最新版は、2022年4月1日から2023年3月31日までの間に処分を決定した事案を対象として分析した結果をまとめたもの。（2024年1月公表）

- 「**行政制裁**」 & 「**警告**」：故意性のある**悪質な違反**に対する処分実績は**無し**。
- 「**経緯書+文書注意**」 & 「**経緯書+口頭注意**」：法益侵害度、再発可能性等を勘案し、比較的問題が大きい事案の場合に行う処分は、それぞれ**2%**、**14%**。
- 「**報告書**」：違反原因の究明と再発防止の宣誓ですと**する軽微な事案は最多の84%**。

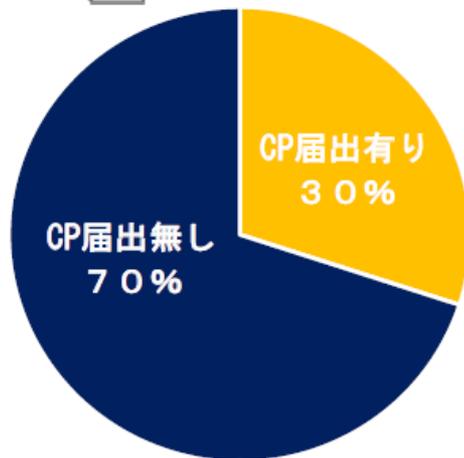
処分内容	割合
行政制裁	0%
警告	0%
経緯書+文書厳重注意	2%
経緯書+口頭注意	14%
報告書	84%
合計	100%



- CP届出別で見ると、CP届出企業以外の割合が高い(70%)。
- 資本金別で見ると、3億円以下が過半(62%)を占める。
- 従業員別で見ると、300人以下が過半(58%)を占める。
- 比率の増減はあるものの、全体的な構成比の傾向は昨年から大きな変化はなし。



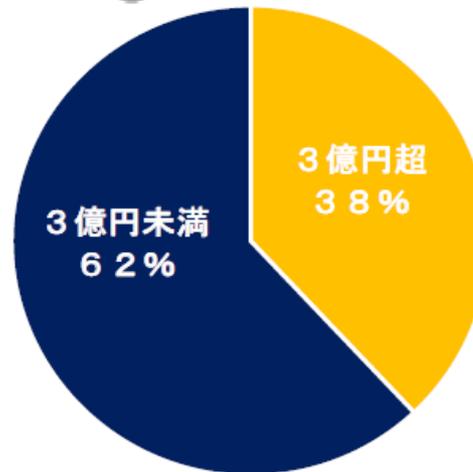
CP届出別



企業	割合
CP企業	30%
CP企業以外	70%
合計	100%



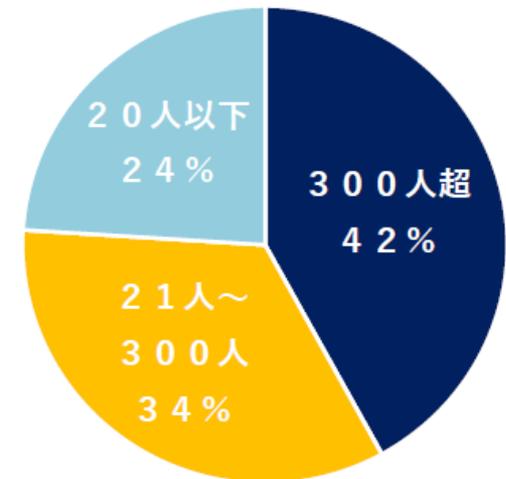
資本金別



資本金	割合
3億円超	38%
3億円以下	62%
合計	100%



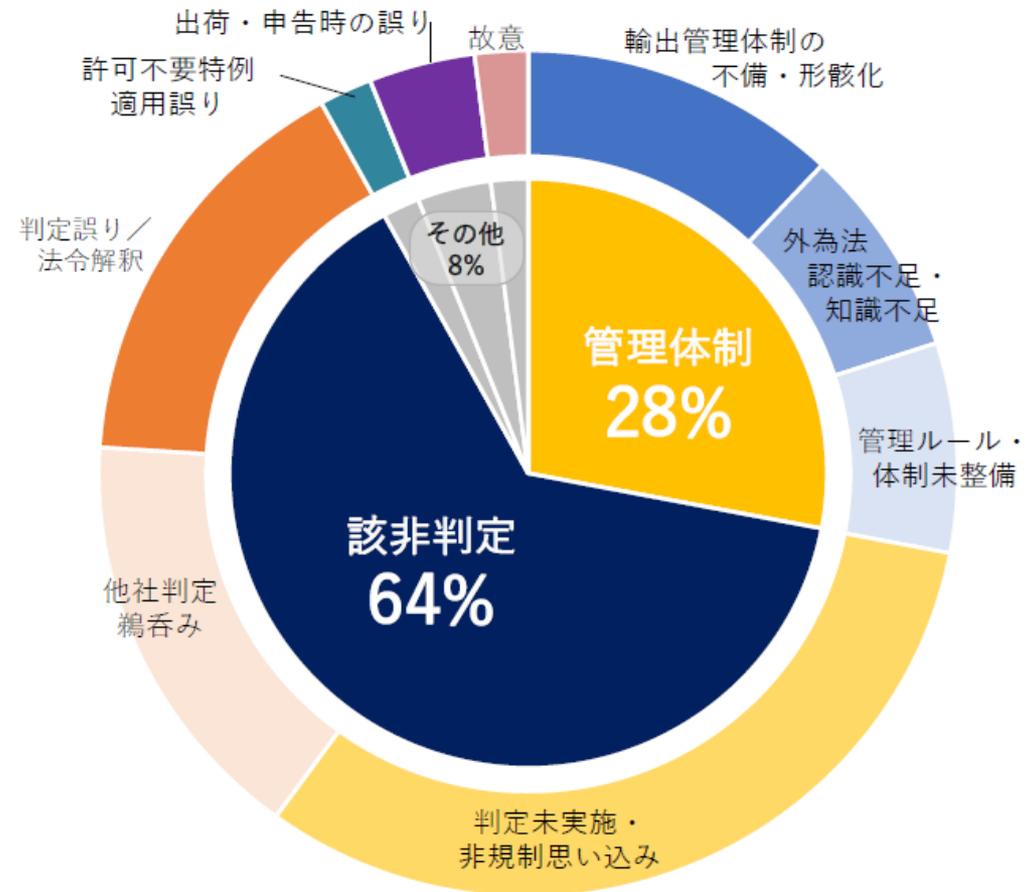
従業員数別



従業員数	割合
300人超	42%
300人~21人	34%
20人以下	24%
合計	100%

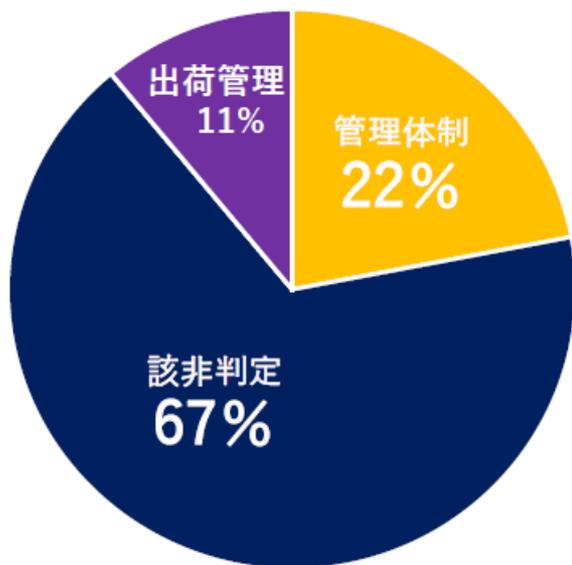
- 該非判定未実施・判定誤り・他社判定鵜呑みなど「該非判定」の違反が**64%**と多く、特に「判定の未実施/非規制思い込み」が**32%**と多数を占める。
- 外為法認識不足や知識の欠如・輸出管理体制不備、など「管理体制」の違反が**28%**。
- なお、違反は個々のさまざまな要素の連鎖の結果という面があることにも留意が必要。

分類	違反原因	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	12%
	外為法認識不足・知識欠如	8%
	管理ルール・体制未整備	8%
該非判定	判定未実施/非規制思い込み	32%
	他者誤判定鵜呑み	16%
	判定誤り/法令解釈誤り	16%
取引審査	許可不要特例適用誤り	2%
	許可申請等誤り	0%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	4%
故意	故意	2%
合計		100%

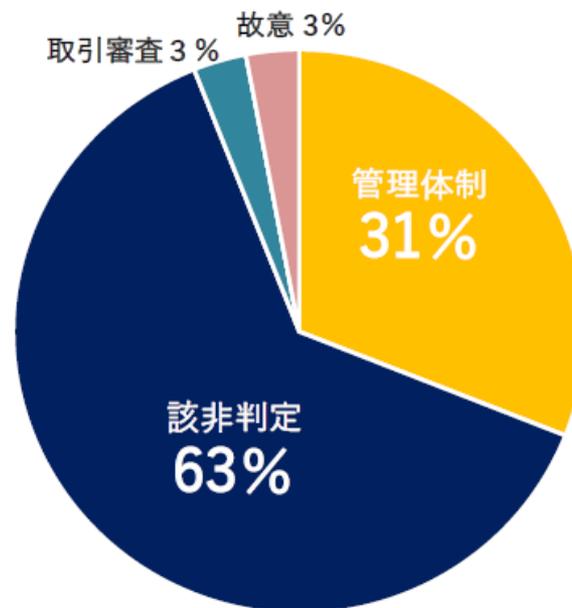


※違反の原因は主要因を集計しているが、事案によっては付随する要因がある


3億円超




3億円以下



違反原因	3億円超	3億円以下
管理体制	22%	31%
該非判定	67%	63%
取引審査	0%	3%
出荷管理	11%	0%
故意	0%	3%

經濟產業省公表(③違反原因分類別割合(従業員数別))

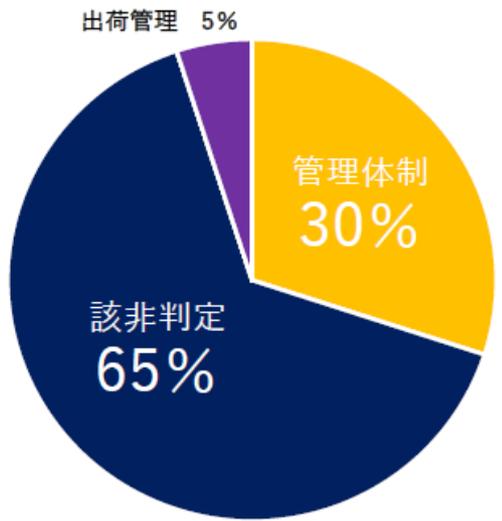


名古屋税関

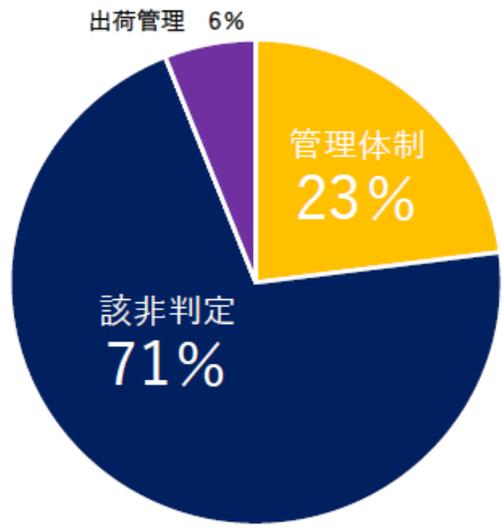
Nagoya Customs



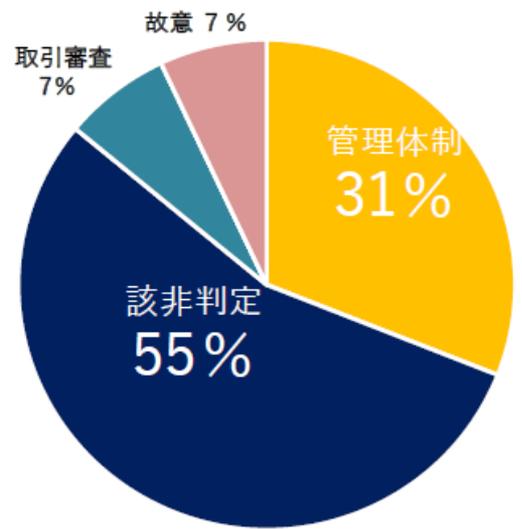
300人超



300~21人



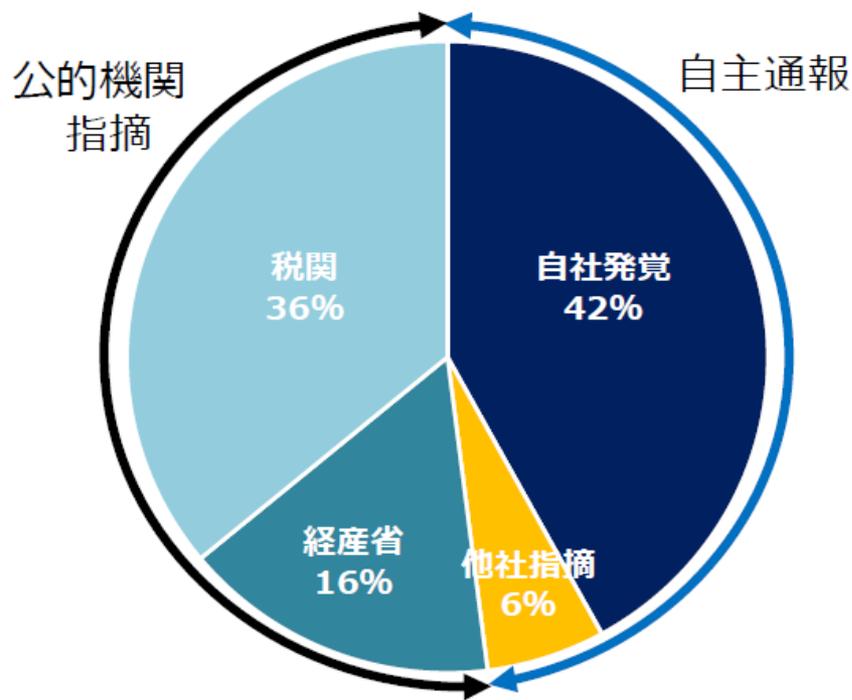
20人以下



違反原因	300人超	300~21人	20人以下
管理体制	30%	23%	31%
該非判定	65%	71%	55%
取引審査	0%	0%	7%
出荷管理	5%	6%	0%
故意	0%	0%	7%

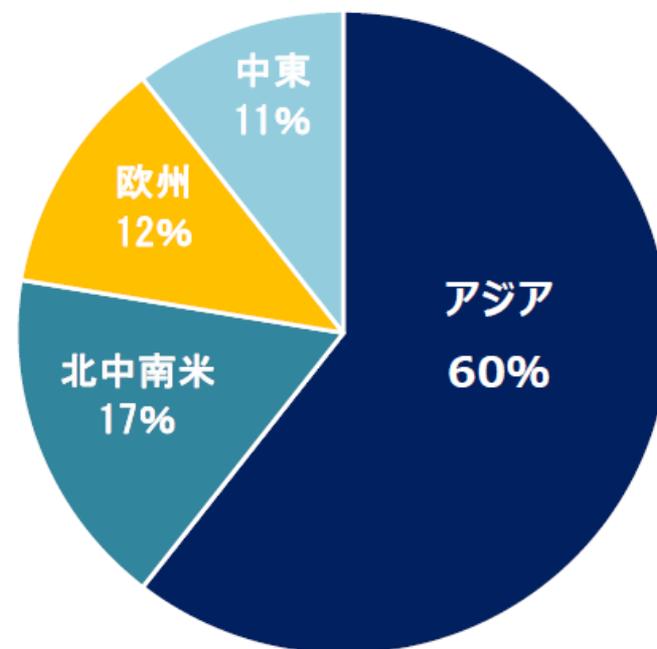
- 自主通報と公的機関指摘の比は、ほぼ**1:1**となっており、公的機関指摘が増加。
- 端緒別に見ると、自ら違反を発見し通報してきた自社発覚の事案が**最多の42%**。次いで、**税関の事後調査により発覚した事案が36%**。

分類	端緒	割合	合計
自主通報	自社発覚	42%	48%
	他社指摘	6%	
公的機関指摘	経産省	16%	52%
	税関	36%	
	警察	0%	



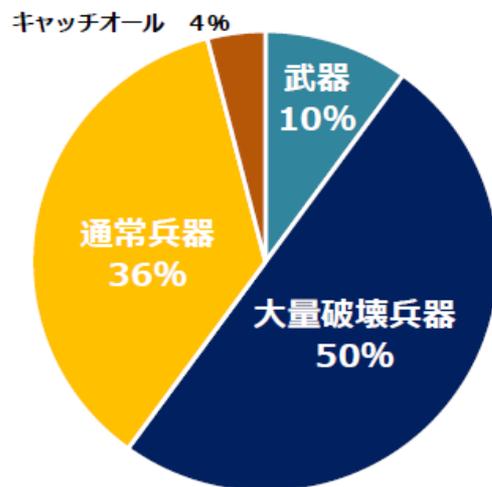
- **アジア向けが60%と最多。**
- 次いで先進国を中心とした地域である**欧州及び北米が合わせて約30%。**

順位	地域	割合
1	アジア	60%
2	北中南米	17%
3	欧州	12%
4	中東	11%



(注) 1件で複数の国・地域向けが含まれている場合には、それぞれを個々に計上して算出。

- 大量破壊兵器関連 (2~4項) の割合が最も多く**50%**。次いで、通常兵器関連 (5~15項) **36%**及び武器関連 (1項) が**10%**。
- 9項暗号機器及び技術の違反が増加し全体の**16%**。
- 違反全体に占める**貨物の輸出** (外為法48条第1項) と**役務取引** (同第25条第1項) の割合は、それぞれ**74%**、**26%**であり、貨物が多い。



分類	割合
武器関連	10%
大量破壊兵器関連	50%
通常兵器関連	36%
キャッチオール	4%

項番別上位10位 (赤字は大量破壊兵器関連)

順位	項番	項目	割合
1	外9(1)	(役務) 暗号に関するソフト・技術	10%
2	3(1)	ナトリウム類・フッ化水素	8%
3	9(7)	暗号機器	6%
4	10(1)	ソナー	6%
5	1(3)	火薬類	4%
6	1(9)	自衛隊航空機の修理品	4%
7	2(17)	炭素繊維シート及びマルエージング鋼	4%
8	3(2)	耐食性のあるバルブ・ポンプ	4%
9	16		4%
10	7(18)	半導体基板	2%
-	その他		49%

ご清聴ありがとうございました

